

# 小松島小学校 いじめ防止基本方針

## 1 本校のいじめ対策についての基本的認識

本校の全教職員は、いじめ問題について、次のように共通理解し、防止・早期発見・早期解決に全力で取り組む。

- いじめは、「人の生命を奪うことにもつながりかねない、決して許されない行為である」と認識する。
- 全教職員が連携し、組織的に防止・早期発見・早期解決にあたる。
- 自他の生命・身体・心を大切にすると生命教育、人権教育、道徳教育等を全教育活動に位置付け、いじめを防止する。
- いじめは、「どの児童にも起こりうる、いつ起こっても不思議ではない」と考え、あらゆる手段で早期発見に努める。
- いじめの発見・通報があった場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り抜き、加害児童を教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
- 日頃から家庭・地域との連携を心掛け、協働体制でいじめ問題への対応ができるようにする。
- 教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関との連携も視野に入れた取組を行う。

## 2 いじめ対策推進のための組織「校内いじめ対策委員会」

全教職員がいじめ対策に取り組むが、推進上の重要な案件についての協議は、「校内いじめ対策委員会」で行う。

- 「校内いじめ対策委員会」の構成
  - ・ 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学校運営協議会委員。
  - ・ 必要に応じて、これに、関係する教職員を追加する。
  - ・ 児童心理，児童福祉等の関係者の助言を得る。
- 組織の役割
  - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・ 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
  - ・ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - ・ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

## 3 いじめの未然防止のための取組

- 校内生活の中で
  - ・ 教師一人一人が、児童に「いじめは人間として絶対に許されない」との強い意思を言葉や態度で度々示す。
  - ・ 人権教育を推進し、他の人も自分と同じように大切にされるべき存在であり、みんなが幸せに生きることができる学級・学校・社会をつくらなくてはならないことを理解し行動できるようにする。
  - ・ 生命教育を推進し、自分も他の人もかけがえのない大切な命であること、家族や多くの人から深い愛情を受け大切にされていることを理解し、すべての人、命あるものを大切にできるようにする。
  - ・ 道徳教育を推進し、常に善悪を考え、だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正公平な言動をとるようにする。
  - ・ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
  - ・ 学級会や児童会活動などの自主的自治的な活動を推進し、他の人の意見や気持ちを理解し、合意形成でよりよい集団活動ができるようにする。
  - ・ いじめ防止子ども委員会において、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

- ・ 読書活動を推進し、読書を通して豊かな情操を育み、他の人に対してあたたかい行動、人として正しい行動ができるようにする。
- ・ 様々な体験活動を推進し、児童の社会性を育み、他の人の気持ちを共感的に理解でき、人の気持ちを考えた言動ができるようにする。
- ・ 日々の生活の中で、互いの気持ちが正しく伝わり、相手が嫌な気持ちにならないコミュニケーションの取り方を身に付けさせる。
- ・ 様々な学習の場面において、課題について合理的に考え、正しい判断をし、自分たちで課題や問題解決をめざしていけるよう一人一人に対応した指導に心掛ける。
- ・ 日頃から、友達のことをあたたかい態度で積極的に認め、ほめたり感謝したりする態度を養い、児童の自己肯定感や自己有用感を高めるようにする。
- ・ インターネット上やタブレット使用時に誹謗・中傷などの「いじめ」も、断じて許されざる行為であることを理解させ、情報モラル教育を学校全体で取り組む。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・ 日常生活における対人関係においても、自分たちの力で解決をめざしていけるよう一人一人に対応した指導に心掛ける。
- 教育相談体制
  - ・ 児童や保護者に、迷いなく、いつでも相談できることを広報・周知に努める。
  - ・ 常日頃より、教師と児童、教師と保護者の間の信頼関係を築き、相談すれば自分を助けてくれるという安心感をもてるように努める。
  - ・ 個人情報に配慮し、秘密を守り、いじめが助長されることがないようにする。
  - ・ 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- 家庭・地域社会との連携
  - ・ ホームページや学校からの通知等で学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民から理解を得る。
  - ・ P T Aや地域の関係団体と協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。
  - ・ 必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

#### 4 早期発見の在り方

- いじめは絶対に許さない、いじめられている児童を全力で守りぬくという学校の姿勢を、各学期の初めや入学式等で、児童や保護者に伝え、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるようにする。
- 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を活用する。
- 個別面談、日記指導等により、いじめや、いじめにつながりそうな状況の把握に努める。
- 他の学年の児童・保護者・地域の方からの情報にも耳を傾ける。
- 担任をしている児童だけでなく、できるだけ多くの児童とかかわり、些細なことでも教職員どうしで情報交換をする。
- 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- 「学校生活アンケート」を年2回(6月、11月)以上実施し、教師が察知できていないいじめがないか調査する。
- 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。
- いじめの認知は、「校内いじめ対策委員会」、または職員会において判断する。
- いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

## 5 いじめへの対処

- いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ・ いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
  - ・ 「校内いじめ対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
  - ・ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
  - ・ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、組織的に対応し、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- いじめられた児童、保護者への支援
  - ・ いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
  - ・ いじめられた児童が安心して教育を受けられるよう、適材適所で役割分担をし、家庭訪問など必要な措置を講ずる。
  - ・ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
  - ・ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
  - ・ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- いじめた児童への指導と保護者への助言
  - ・ 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
  - ・ いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
  - ・ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
  - ・ 家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- 他の児童への指導
  - ・ 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
  - ・ 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
  - ・ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。
- 教育委員会等への報告と連携
  - ・ いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教委に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
  - ・ 事案によっては、県教委と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- 関係機関への相談・通報
  - ・ 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し連携した対応を取る。
  - ・ 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
  - ・ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

## 6 校内研修

全ての教職員が共通認識をもち組織的に取り組めるよう、年に一回以上、いじめ問題についての校内研修を行う。

## 7 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教委に報告し連携して対処する。

## 8 取組の評価と問題の改善

年度末に実施する「学校評価アンケート」の結果により、本年度の成果と課題をまとめ、課題について原因を分析し、次年度への改善を図る。